

事 務 連 絡  
平成 3 0 年 9 月 4 日

都道府県  
各 指定都市 生活保護担当課 御中  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課

### 学習支援費の支給事務における学校等の関係機関との連携について

生活保護行政の推進については、平素から格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

学習支援費については、今般の見直しにより、支給対象をクラブ活動等に要する費用にするとともに、月単位の定額支給から、実際に要する費用に応じた実費支給に変更することとし、その支給事務については、保護の実施要領及び生活保護問答集において、クラブ活動等に必要な物品等について、学校等から提供されるパンフレットや案内等により必要な費用が事前に確認できる場合は、物品等の購入前に必要額を支給する事前給付の方法を可能としています。

この事前給付の支給事務に当たっては、日頃のケースワークにおいて生活保護受給世帯のクラブ活動等の状況を把握するよう努めていただくとともに、生活保護受給世帯に対して、クラブ活動等に要する費用が生じる場合には、できる限り事前に相談するよう助言指導を行うなど特段のご配慮をお願いしているところですが、必要に応じて、保護の実施機関から学校等に対して、学校等で実施されるクラブ活動等への参加状況等を確認する場面が想定されるところであります。

このため、学習支援費の支給事務における保護の実施機関と学校等との連携が円滑に図られるよう、文部科学省に対して、今回の学習支援費の見直し内容や、生活保護の実施機関から問い合わせがある可能性について各学校や教育委員会等へ周知いただくよう協力依頼を行い（別添 1）、それを受けて文部科学省から各都道府県教育委員会等に対して、本件について所管又は所轄の学校等に対して周知するよう通知されております（別添 2）ので、ご了知いただきますとともに、管内の実施機関に対して、この旨周知いただき、学習支援費の支給事務が滞りなく行われますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

併せて、学習支援費の支給対象は、学校で実施するクラブ活動や課外の部活動に限定されるものではなく、地域住民や生徒等の保護者が密接に関わって行われる活動やボランティアの一環として行われる活動も含まれることから、地域の実情に応じて、社会教育関係団体を所管する部局等にも幅広く周知いただくようお願いいたします。

せいかつほご りよう みな  
生活保護を利用している皆さまへ

ねん がつ せいかつふじょ きんがく か  
2018年10月から、生活扶助の金額が変わります。

せいかつふじょひ か  
**Q. 生活扶助費はなぜ変わるの？**

せいかつほごひ わた かね まいつき しょくひ こうねつすいひ にちじょうせいかつ ひつよう ひよう  
生活保護費としてお渡ししているお金のうち、毎月の食費や光熱水費など日常生活に必要な費用  
あ せいかつふじょひ きんがく ほご りよう ていしょとくせたい しょうひじったい  
に充てていただく生活扶助費の金額は、保護を利用していない低所得世帯の消費実態とバランスが  
と かくにん ねん どけんしょう おこな

取れているかどうか確認するために、5年に1度検証を行っています。

こんかい けんしょう けっか としぶ せいかつふじょひ きんがく へいきんてき さ はんたい ちほう  
今回の検証の結果、都市部では生活扶助費の金額が平均的に下がることになり、反対に地方で  
へいきんてき あ せいかつふじょひ きんがく ねんれい せたい にんずう ちいき せたい  
は平均的に上がることとなります(生活扶助費の金額は、年齢、世帯の人数、地域により、世帯  
き こんかい みなお せいかつふじょひ きんがく あ せたい さ  
ごとに決めています。)。このように、今回の見直しでは、生活扶助費の金額が上がる世帯と下がる  
せたい えいきょう さまざま  
世帯があり、その影響は様々です。

ぱーせん と へ き ほんとう  
**Q. 5%減るって聞いたけど本当？**

ぜんせたい きんがく さ せいかつほご りよう みな せいかつ えいきょう  
全世帯で金額が下がるものではありません。生活保護を利用している皆さまの生活への影響を  
かんが せいかつふじょひ きんがく さ せたい さいだい ぱーせん と げんがく  
考えて、生活扶助費の金額が下がる世帯では最大でもマイナス5%までの減額としています。

みなお ねん がつ かい おこな  
**Q. 見直しは2018年10月に1回だけ行われるの？**

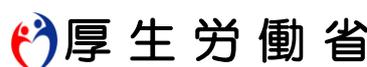
みなお がつ かい わ だんかいてき おこな ぐたいてき ねん がつ  
見直しは10月から3回に分けて段階的に行うことにしています。具体的には、2018年10月、  
ねん がつ ねん がつ かい わ おこな  
2019年の10月、2020年の10月の3回に分けて行います。

じゅうたくふじょ とうきかさん か  
**Q. 住宅扶助や冬季加算も変わるの？**

こんかい みなお せいかつふじょひ こ せたい ふじょ かさん ぼしかさん じどうよういくかさん  
今回の見直しは、生活扶助費と子どものいる世帯の扶助や加算(母子加算、児童養育加算、  
きょういくふじょ こうとうがっこうとうしゅうがくひ た ふじょ かさん へんこう  
教育扶助、高等学校等就学費)のみです。その他の扶助や加算については変更はありません。

ふめい てん  
ご不明な点がございましたら、  
ふくじむしょ と あ  
福祉事務所までお問い合わせください。

○ ○ 福祉事務所



## <子どものいる世帯向け>

### こ せたい なに か Q. 子どものいる世帯では何が変わるの？

こ せたい たと じどうよういくかさん ちゅうがくせい たいしょう  
子どものいる世帯では、例えば「児童養育加算」について、これまで中学生までを対象としていま  
こうこうせい かくだい  
したが、高校生までに拡大します。  
がっこう にゅうがく とき ひつよう せいふく こうにゅう にゅうがくじゅんびきん がく  
また、学校に入学する時に必要となるランドセルや制服を購入するための「入学準備金」の額が  
ふ さいがくちゅう き せいふく か か ひよう わた ばあい  
増えます。在学中に着られなくなった制服などの買い替え費用などをお渡しできる場合もあります。  
こうこう じゅけんりょう こうぶんかぎ きゅうふ げんそく こうぶん ふ  
高校の受験料については、これまで1校分限りの給付でしたが、原則2校分までに増えます。

### ほしかさん じどうよういくかさん へ き ほんとう Q. 母子加算や児童養育加算が減るって聞いたけど本当？

ほしかさん こ ふたりいか せたい いま きんがく さ こ  
「母子加算」は、子どもが2人以下の世帯については、今の金額から下がりますが、子どもが  
にんいじょう せたい いま きんがく あ  
3人以上いる世帯については、今の金額から上がります。  
じどうよういくかさん さい さい こ だい し ico さい しょうがっこうそつぎょうまえ こ  
また、「児童養育加算」は、0歳から2歳の子どもや、第3子以降の3歳から小学校卒業前の子ども  
せたい いま きんがく さ ほか こ きんがく か  
がいる世帯については、今の金額から下がりますが、その他の子どもは、金額は変わりません。

### こ かつどう つか かね なに か Q. 子どものクラブ活動に使えるお金って何が変わるの？

こ かつどう つか かね がくしゅうしえんぴ  
子どものクラブ活動に使っていただくお金として「学習支援費」があります。  
いま まいつきき かね わた がつ みな しんせい ひよう たい  
今は毎月決まったお金をお渡ししていますが、10月からは皆さまから申請があった費用に対して、  
きじゅんがく はんいない かね わた  
基準額の範囲内でお金をお渡しします。  
しきゅう たいしょう ひよう うんどうぶ ぶんかぶ かつどう ぶっぴん  
支給の対象となる費用は、運動部や文化部のクラブ活動にかかる物品(グローブ、テニスラケット、  
がっき こうにゅうひよう ぶかつどう さんかひよう たいかいさんかひよう  
楽器、カメラなど)の購入費用や、部活動の参加費用、大会参加費用などです。  
しんせい ひつよう きんがく がっこう しよるい じさん  
申請にあたっては、必要となる金額がわかる学校からの書類やチラシなどを持参して下さい。  
さき きんがく ばあい こうにゅうご りょうしゅうしょなど きんがく かくにん かね わた  
(先に金額がわからない場合などは、購入後に領収書等で金額を確認し、お金をお渡しします)

ことし はる だいがくなど しんがく かた たい いちじきん しきゅう せいど そうせつ じたく  
※ なお、今年の春に大学等へ進学した方に対して、一時金を支給する制度が創設されたとともに、自宅から  
つうがく ばあい げんがく じゅうたくふじよひ ねん がつ げんがく  
通学する場合に減額されていた住宅扶助費は2018年4月より減額しないこととしています。

※ 学習支援費や大学等へ進学した方に関する詳細は、別添をご覧ください。

ふめい てん  
ご不明な点がございましたら、  
ふくじむしょ と あ  
福祉事務所までお問い合わせください。

○ ○ 福祉事務所  
厚生労働省

# クラブ活動費の支給方法が変わります

子どものクラブ活動に使っていただく「学習支援費」について、  
 今は毎月決まったお金をお渡ししていますが、2018年10月からは  
 皆さまから申請があった費用に対して、基準額の範囲内でお金をお渡しします。

基準額（年間上限額）：	小学生	1学年あたり	年額15,700円以内
	中学生	1学年あたり	年額58,700円以内
	高校生	1学年あたり	年額83,000円以内

申請手続：申請にあたっては、必要となる金額がわかる学校からの書類や、  
 チラシなどを持参して下さい。（先に金額がわからない場合などは、  
 購入後に領収書などで金額を確認し、お金をお渡しします。）

※ 領収書は、交通費や部費などの取りにくいものであれば提出の必要はありません。

学校の教育活動として実施されるクラブ活動や部活動以外に必要な費用も対象となる  
 場合があります。手続の詳細については、担当のケースワーカーにご確認ください。

※ アルバイト収入などがある場合は収入として認定せずに、その分クラブ活動の費用に使う  
 ことができます。アルバイト収入などがある場合にはケースワーカーにご相談ください。

## ＜支給対象となる費用＞

### ①運動部で使うもの

グローブ、バット、サッカーボール、  
 テニスラケット、卓球ラケット、剣道着、  
 竹刀、柔道着、水着、水泳用ゴーグル、  
 競技用靴、ユニフォーム、練習着、  
 スポーツバックなどの購入費用

### ②文化部で使うもの

楽器、カメラ、画材道具一式、書道用具  
 一式、演劇に伴う衣装代、料理に伴う  
 道具一式などの購入費用

### ③消耗品類

競技用アンダーウェア、競技用靴下、  
 サポーター用具、楽器用マウスピース・  
 リード、絵の具、スケッチブックなどの  
 購入費用（ただし、スポーツドリンク等の  
 食料品を除く。）

### ④その他

- ・部費
- ・クラブ活動に伴う交通費
- ・大会参加費用（参加費、交通費及び宿泊費を含む。）
- ・合宿費用（交通費及び宿泊費を含む。）

## 進学準備給付金が始まりました！

生活保護世帯で、高校等を卒業して大学等に進学する方に対して一時金を支給します。

対象進学先 : 大学、短大、専修学校専門課程（いわゆる専門学校）、  
職業能力開発大学校の専門課程、水産大学校、海上技術大学校  
国立看護大学校、その他要件を満たす各種学校等

支給額 : 進学のために転居する際は 【30万円】  
現在の自宅から通学する際は【10万円】

申請時期 : 合格後に入学手続きを開始した日以降、原則、生活保護世帯に  
属している間

詳細な支給の条件（対象となる方、進学先）は、担当のケースワーカーにご確認ください。

奨学金等を受けながら大学等に進学すると世帯分離という取り扱いになります。  
進学した後は、進学した方の分の生活保護費は支給されませんが、  
現在の自宅から通学する方の世帯については、2018年4月より住宅扶助費を  
減額しないこととしています。

あなたが大学等に進学するにあたっては一時金の支給以外にも  
奨学金制度等の様々な支援策がありますので  
進学後の生活について計画を立てられるように  
高校等の卒業後の進路についてはできるだけ早い  
時期からケースワーカーに相談しましょう。



厚生労働省

〇〇福祉事務所 担当：〇〇

連絡先：〇〇—〇〇—〇〇

学習支援費の申し出について

\_\_\_\_\_ 福祉事務所長 殿 年 月 日

申請者 世帯主名 \_\_\_\_\_ 世帯員名 \_\_\_\_\_

所属クラブ活動名 \_\_\_\_\_ 所属学校名 \_\_\_\_\_

学校区分 小学校 ・ 中学校 ・ 高等学校 ※いずれかに○印

この度、クラブ活動のために以下の費用が必要となるので、学習支援費の支給を申し出ます。

① 備品・消耗品類購入費用

購入品目	購入数	購入費用	費用を確認できる資料の有無
_____	_____	_____ 円	有 ・ 無
_____	_____	_____ 円	有 ・ 無
_____	_____	_____ 円	有 ・ 無
_____	_____	_____ 円	有 ・ 無
_____	_____	_____ 円	有 ・ 無

② 部活動費 年額 ・ 月額 \_\_\_\_\_ 円 月額 \_\_\_\_\_ 円 月分 \_\_\_\_\_ 円

③ 交通費 ※大会参加の場合を除く

用途	交通経路	交通機関	交通費
_____	_____ ~ _____	_____	_____ 円
_____	_____ ~ _____	_____	_____ 円

④ 大会参加費用

大会名	開催場所	開催日 (滞在期間)		
_____	_____	_____ 月 _____ 日	_____ 月 _____ 日	_____ 日
_____	_____	_____ 月 _____ 日	_____ 月 _____ 日	_____ 日
参加費用	交通費	宿泊費		
_____ 円	_____ 円	_____ 円		
_____ 円	_____ 円	_____ 円		

⑤ 合宿費用

合宿先 \_\_\_\_\_ 合宿期間 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 合宿費用 \_\_\_\_\_ 円

※ 学習支援費の事前支給の申し出にあたっては、学校からのお知らせ（クラブ活動に必要な購入品目のリストやチラシ）や商品のカタログ・パンフレットなどのクラブ活動に必要な費用が分かる資料を添付して下さい（可能な範囲でお願いします）。

※ なお、交通費や部費などの領収書等が取りにくいものについては、領収証等の提出は不要です。

福祉事務所記入欄

支給額合計  
(①～⑤の合計)

円

年間上限額残額 (上限額－支給額合計)

申請前の  
時点の残額

円

今回申請した  
支給額合計差引残額

円

※特別基準額を設定した場合

年間上限額残額 (上限額 (1.3倍額)－支給額合計)

申請前の  
時点の残額

円

今回申請した  
支給額合計差引残額

円

※ 年度途中に一般基準から特別基準に切り替える場合、その時点の一般基準額の残額に一般基準と特別基準の差額 (小学校は4,700円、中学校は17,600円、高等学校は24,900円) を加える。